

令和6年度男女共同参画社会を考える情報誌「WITH YOU」 発行業務企画提案募集要領

1 目的

男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に向け、市民等のアイデアを活用した男女共同参画に関する情報誌を発行するため、提案を募集する。

2 業務の概要

(1) 業務名

男女共同参画社会を考える情報誌「WITH YOU」発行業務

(2) 業務内容

情報誌の企画及び制作

詳細は別紙「令和6年度情報誌発行業務企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 予定契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料

委託料は、1,132,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 応募資格

応募資格は、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 八戸市内に事業所又は団体の事務局等を有し、若しくは八戸市市民活動サポートセンター「ふれあいセンターわいぐ」に登録し、八戸市内を中心に継続して活動していること。
- (2) 委託業務を遂行する能力があると認められること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者
 - ② 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者
 - ③ 政治活動や宗教活動を主たる目的とする者
 - ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する事業を行う者
 - ⑤ 納付すべき市県民税、固定資産税又は国民健康保険税を滞納している者
 - ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

- ⑦ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員がその役員となっている法人又は団体その他暴力団員が経営又は事業に関与していると認められる者
- ⑨ 公告の日から契約締結までの期間に、八戸市による指名停止を受けている者

4 参加表明書の提出

本企画提案に参加を希望する者は、次により参加表明書を提出すること。

(1) 提出方法

【様式 1】参加表明書を作成し、持参、電子メール又は F A X により提出すること。（持参の場合は、土日祝を除く午前 8 時 15 分から午後 5 時までとする。また、電子メール又は F A X で提出する場合は、下記 10「提出・問合せ先」に電話にて受信確認を行うこと。）

(2) 受付期限

令和 6 年 4 月 30 日（火）午後 5 時（必着）

(3) 提出先

下記 10「提出・問合せ先」に同じ

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

【様式 2】質問書を作成し、持参、電子メール又は F A X により提出すること。（持参の場合は、土日祝を除く午前 8 時 15 分から午後 5 時までとする。また、電子メール又は F A X で提出する場合は、下記 10「提出・問合せ先」に電話にて受信確認を行うこと。）原則、口頭（電話を含む）による質問は受け付けない。

(2) 受付期限

令和 6 年 5 月 7 日（火）午後 5 時（必着）

(3) 提出先

下記 10「提出・問合せ先」に同じ

(4) 回答方法等

回答は随時八戸市ホームページに掲載し、最終回答期限を令和 6 年 5 月 9 日（木）とする。

6 応募方法

(1) 提出書類及び部数等

③及び⑦を除く下表の書類について、正本1部、副本4部を作成し、提出すること。また、③及び⑦は正本を5部提出すること。

提出書類等	備考
①【様式3】情報誌発行業務企画提案応募申請書	
②【様式4】企画提案書	
③【任意様式】課題記事	1ページ以上作成すること
④【様式5】見積書	
⑤【様式6】申請者の概要	
⑥【様式7】誓約書	八戸市の令和6年度競争入札参加資格者(契約検査課登録)は提出不要
⑦【添付資料】これまで作成した情報誌、パンフレット等	提出は任意(内容不問) ※原本5部が提出できない場合は、コピーの提出も可とする(データ提出は不可)

(2) 提出先

下記10「提出・問合せ先」に同じ

(3) 提出方法

郵送又は持参

(4) 募集受付期限

令和6年5月23日(木)午後5時(必着)

ただし、持参の場合は、土日祝を除く午前8時15分から午後5時までとする。

(5) 応募申請に際しての留意事項

① 提出書類の変更禁止

提出期限後においては、提出書類の内容変更は認めない。ただし、市が承認した場合は、この限りでない。

② 虚偽の記載をした場合の失格

提出書類の内容に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

③ 提出書類の取り扱い

提出書類は理由のいかんにかかわらず返却しないものとする。

④ 申請の辞退

参加表明書の提出後、やむを得ない理由が生じたこと等により参加を辞退する場合は、速やかに辞退届を提出すること(任意様式)。

⑤ 費用負担

応募申請に要する費用は、全て申請者の負担とする。

⑥ 追加書類の提出

市は、提出書類について内容を補足する資料の提出を求める場合がある。

⑦ 情報公開

提出された書類等は、情報公開の対象となり、情報公開請求があった場合は、八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号）に基づき公開することがある。

7 選考方法

(1) 評価方法

提出書類を下表の項目に基づき、市長が指名した採点者4名が点数評価を行う。評価点は、採点者1人あたり50点満点、合計200点満点とする。

評価項目	評価内容	配点
①企画内容の妥当性	ア 男女共同参画に関わる問題や情報を広く市民に提供し、啓発するための企画内容となっているか。	10
	イ 読者の興味を惹きつけるような工夫やアイデアがあり、効果的な提案がされているか。	10
②文章力・デザイン性	ア 適切な用語、言葉を使用しており、平易で読みやすい文章であるか。	10
	イ 適切かつ見やすいデザインであるか。	10
③事業の実行性	ア 業務スケジュールは実現可能なものか。 イ 事業を遂行するための人員体制、企画内容と類似の実績を有しているか。または、実績はないが、団体としての活動状況等から十分な能力を有しているか。	10
合 計		50

(2) 最優秀提案者及び次点者の選定

採点者の評価表をもとに評価点数を集計し、評価点数の合計が120点以上で、かつ、合計点数の最も高い者を最優秀提案者及び最高得点に次ぐ者を次点者として選定する。ただし、最高得点者が複数あるときには、くじ引きにより最優秀提案者及び次点者を決定する。

(3) 結果の通知及び公表

評価結果は全応募者それぞれに文書にて通知する。また、同時に最優秀提案者及び次点者の名称を八戸市ホームページにて公表する。

8 契約

八戸市は、最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行い、合意に達した場合、委託契約を締結する。その者から辞退の申し出があった場合、又はその者が不適格であると判断された場合は契約を締結しないことがある。その場合、八戸市は損害賠償の責は負わないものとする。

また、最優秀提案者と協議が調わない場合は、次点者と協議の上、契約を締結することがある。

- (1) 契約保証金は、契約金額の10分の1以上の額とする。ただし、八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号）第143条に該当する場合は、免除となることがある。
- (2) 委託料は、原則として仕様書2(2)に定める各号に係る業務の履行を確認した都度支払う。ただし、必要があると認められる場合は、契約金額の一部を前金払いすることがある。

9 業務完了報告書の提出

仕様書3に定める各号の納品完了の都度、業務完了報告書を八戸市に提出しなければならない。

10 提出・問合せ先

八戸市 総合政策部 市民連携推進課 男女共同参画推進室（市庁本館4階）
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
電 話：0178-43-9217（直通） F A X：0178-47-1485
E-mail：renkei@city.hachinohe.aomori.jp